

## 江府町特定空家等除去支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江府町特定空家等除去支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、江府町補助金交付規則(昭和38年7月1日規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、もって住民の安全で安心な居住環境の形成及び空家等対策の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)をいう。
- (2) 「空家等」 法第2条第1項に定める空家等をいう。
- (3) 「特定空家等」 法第2条第2項に定める特定空家等をいい、別表第1の特定空家等判定基準調査票に基づき判定し、該当項目が10個以上であること。
- (4) 「所有者等」 空家等、特定空家等の所有者又は法定相続人若しくは相続人代表として認められた者をいう。
- (5) 「暴力団」 江府町暴力団排除条例(平成25年江府町条例第5号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (6) 「暴力団員」 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 「解体事業者等」 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく業種(土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業のいずれか)の許可又は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく鳥取県知事による登録を受けた事業者をいう。  
ただし、暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者を除く。
- (8) 「集落等」 特定空家等の所在する集落及び特定空家等の状態により悪影響が及ぶ集落をいう。

### (補助事業)

第4条 この補助金により実施する事業は、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の建築物又はこれに付随する工作物の除却のうち次に定める事業とする。

- (1) 所有者等が、集落等からの要請により、特定空家等の建築物又はこれに付随する工作物の除却を解体事業者等に依頼し行うもの。
  - (2) 空家等の倒壊又は建築部材の飛散により被害を受けるおそれがある者が、空家等の所有者等に対し適正な管理を求めよう弁護士等に委託し、当該所有者等に対し要請を行うものであって、町長が必要と認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず本補助金交付決定前に工事着手している場合には補助金の対象事業としないものとする。

(補助対象事業費)

第5条 補助対象事業費は、補助対象者が発注する前条第1項各号に定める除却を解体事業者等に依頼し行う費用で次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- (1) 空家等の解体に要する工事費
- (2) 空家等の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は補助対象としない。

- (1) 補助対象住宅の一部を除去する工事（長屋建ての住宅を除く）
- (2) 門、塀、地下埋設物、樹木、家財道具、機械、車両等の移転若しくは処分に係るもの。

3 補助対象費用が適正である旨を確認するため、必要に応じて調査・確認を行うことができるものとし、国が示す標準的な除却工事費及び立地等の条件で考慮が必要と認められる経費の合計額と比較したときに、明らかに適正を欠くと認めるときは、助言・指導による是正又は補助対象経費を減額することができるものとする。

(補助金交付の対象者)

第6条 この補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者（以下「交付申請者」という。）は、第4条の事業を行うとする対象物件の所有者であって 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有権の全部を有する者又は所有権の全部を相続した者
- (2) 補助対象空家等の所有権の一部を有する者で、かつ他の持分を有する所有者全員から委任を受けた者
- (3) その他補助対象空家等の処分について、権利を有していると町長が特に認める場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者になることができない。

- (1) 町県民税又は固定資産税等の滞納がある者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める者

(補助金の交付対象となる特定空家等)

第7条 この補助金の交付対象となる特定空家等（以下「補助対象住宅」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、町長が適当でないと認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 江府町内に位置する個人所有の住宅であること。
- (2) 補助対象住宅について、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 法第14条第2項に定める措置が行われていること。
- (4) 公共事業等の補償対象となっていたり、除去に対して他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助を受ける目的で故意に破損させた住宅でないこと。

(補助金の額)

第8条 第4条に定める補助事業について、第6条に定める交付申請者から申請があった場合は、必要と認められる者に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 補助金の交付額は、補助対象事業費に5分の4を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第9条 交付申請者は、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 工事实施(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し(内訳明細が記されたもの)
- (3) 補助対象住宅の位置図
- (4) 補助対象住宅の建物平面図
- (5) 補助対象住宅の現況写真
- (6) 第4条第1項に定める事業の場合は、集落から要請を受けた旨を証明する書類の写し
- (7) 補助対象住宅及びその土地の所有者等を確認できる書類の写し
- (8) 補助対象住宅の所有者が第6条1項第2号に定める場合においては、所有者全員から除却に関する委任を受けたことを証する書類
- (9) 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し
- (10) 申請者の属する世帯全員の本町の町税の滞納がないことの証明書
- (11) 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類一式
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助対象住宅に共有者がいる場合は、代表者を申請者とする。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を補助金交付決定者とするものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助金交付決定者に通知するものとし、適当と認められない場合にあつては、江府町特定空家等除去支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(補助対象工事の着手)

第11条 補助金交付の決定を受けた者は、前条の補助金交付決定通知書の交付を受けた後に工事着手するものとし、当該交付決定日の属する年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならない。

2 補助対象工事に着手する前に、江府町特定空家等除去支援事業補助金対象工事着手届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(補助対象工事の変更等)

第12条 補助金交付決定者は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金変更交付申請書(様式第6号)を、内容を変更する場合は次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

- (1) 除却工事实施(変更)計画書(別記第2号様式)
- (2) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (3) 変更見積書の写し(内訳を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を承認することが適当であると認めたときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付変更等決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の減額変更
- (2) 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第13条 補助金交付決定者は、補助対象工事完了後、その完了の日から起算して30日以内、又は当該年度の2月末日(その日が休日その他公休日にあたるときはその翌開庁日)までのいずれか早い日までに江府町特定空家等除去支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に要する経費の請求書の写し、又は領収書の写し(いずれも内訳明細が記されたもの)。なお、請求書の写しを提出した場合には、工事費の支払終了後に領収書の写しをその発行日から起算して10日以内に町へ提出するものとする。
- (3) 工事状況写真(施工後及び工事の内容が確認できるもの)
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条第1項の規定による届出書の写し(補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。)
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象工事が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を江府町特定空家等除去支援事業補助金交付確定通知書(様式第9号)によ

り補助金交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の確定通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定による確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに補助金交付請求書（様式第 10 号）により町長に補助金の交付請求を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、請求書を受け取ってから 30 日以内に補助金を補助金交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助対象工事を申請年度の 2 月末日までに完了できないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、江府町特定空家等除去支援事業補助金交付取消通知書（様式第 11 号）により補助金交付決定者又は既に補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告の徴収及び実地調査)

第 18 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定者又は施工業者に対し補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する